

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

私は昭和63年2月にA事業所に入社し、申立期間は、B事業所へ異動した時期である。

両事業所での勤務状態や給与等は変わりなく、経営者や給与の担当者も同一だったので、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和63年2月6日から平成元年1月29日までの期間においてA事業所及びその関連事業所であるB事業所に継続して勤務（昭和63年9月1日にA事業所からB事業所に異動）していることが確認できる。

また、事業主及び当時の給与担当者は、「申立人に係る人事異動の状況から、申立期間については、A事業所において給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和

63年7月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A事業所の当時の事業主の妻は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届について、誤った喪失日を社会保険事務所(当時)に提出したと思われる。」旨供述している上、事業主が資格喪失日を昭和63年9月1日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成11年9月から12年5月までの期間を50万円、12年6月から同年9月までの期間を44万円、同年10月を47万円、同年11月から13年1月までの期間を44万円、13年2月を47万円、同年3月及び同年4月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から13年4月まで

A社に勤務していた平成11年9月から13年4月までの期間に係る給与支給額は、月額45万円から50万円程度であり、それに相当する厚生年金保険料が給与から控除されていた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額とされているので、申立期間について、控除された保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、私は当時専務取締役という立場であったが、社会保険の手続は事業主及び事業主の妻が行っており、私は、全く知らされていなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間に係る給料明細書（平成12年11月分を除く。）及び家計簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書及び家計簿の記録で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成11年9月から12年5月までの期間を50万円、12年6月から同年9月までの期間を44万円、同年10月を47万円、同年11月から13年1月までの期間を44万円、13年2月を47万円、同年3月及び同年4月を44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、i) 給料明細書等から確認又は推認できる給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と長期に渡って一致していないこと、ii) B基金の加入員台帳及び同基金がA社から受理したとする厚生年金基金月額変更届、及び厚生年金基金算定基礎届、並びに同基金が保管する厚生年金基金加入員標準報酬決定通知書において、当初「500千円」と記録されていた申立人の平成11年9月の随時決定に係る「基金の改定」及び同年10月の定時決定に係る「基金の決定」が「260千円」に訂正されており、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、厚生年金基金算定基礎届には、同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書が添付されているところ、当該決定通知書における標準報酬月額も「260千円」と記載されていることが確認できること、iii) 事業主の妻が「当時、経営が苦しく、厚生年金保険料の滞納が続いたために、実際の給料支給額より低い報酬月額を届け出た。」と供述していることから、事業主は給料明細書等から確認又は推認できる給与支給額（報酬月額）を届け出ているものと認められ、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から同年12月まで

私が結婚してA市に嫁いできた後、B県庁(年金担当)の職員が自宅に来て、「今ならさかのぼって国民年金保険料を納めることができる。」と言われた。私はそれまで国民年金に加入していなかったため、国民年金加入資格を得た20歳までさかのぼった金額を昭和44年10月に全額納付した。納付月数は、17か月分であったと記憶している。

その後、間違いなく国民年金が納付されているか確認を行うため、市役所の年金課と県の年金課へ電話したところ「ちゃんと納付してある。」とそれぞれの担当者が明言されたことを記憶している。

その後は、地区の団体婦人会に入会し、国民年金を納付することにした。

しかし、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年10月に20歳までさかのぼった国民年金保険料17か月分をまとめて納付した後、すぐに地区婦人会に加入し、年度の途中から地区団体婦人会を通して国民年金を納めるようにした。」としているところ、国民年金被保険者台帳等によると、申立人は、申立期間直前までの期間の保険料を昭和45年2月18日に過年度納付し、その翌々月の同年4月から毎月納付していることが確認できること、及びまとめて納付したとする納付月数(17か月)と、オンライン記録における20歳から申立期間直前までの納付記録(*か月)がほぼ一致していることから判断すると、申立人が納付したとする保険料は、42年9月から44年3月までの過年度保険料であったと考えられ、納付時期及び納付対象期間を誤認している可能性がうかがえる。

また、申立人は、「自宅に来た県庁職員(年金担当)に保険料を納付した。」

と主張しているところ、昭和44年4月から同年9月までの期間については、現年度保険料となり、社会保険事務所（当時）の職員（申立人はB県職員と認識）は受領できない期間であることから、申立人が44年10月に納付したとする保険料は、社会保険事務所の職員が徴収可能な44年3月までの過年度保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。